

糸魚川市水道料金のお知らせ【能生区域】

簡易水道(能生谷・徳合仙納・高倉・大洞・中尾新戸)

簡易水道

令和元年10月使用分(11月請求分)より適用

1 料金表

(1) 基本料金(1か月あたり)

用 途	一般用	営業用	臨時用
料金(税込金額)	1,320.00円	1,540.00円	3,850.00円

* 使用量10m³までは基本料金となります。

* 1か月とは、メーター検針日の次の日から次の検針日までの期間となります。

* 税込金額とは、消費税等相当額を含んだ金額となります。

(2) 一般、営業用超過料金(1m³あたり)

使用量の段階区分	料 金 (税込金額)
11m ³ から	154.00円

* 税込金額とは、消費税等相当額を含んだ金額となります。

(3) 臨時用超過料金(1m³あたり)

使用量の段階区分	料 金 (税込金額)
11m ³ から	242.00円

* 税込金額とは、消費税等相当額を含んだ金額となります。

2 水道料金の計算方法

水道料金 = 基本料金 + 超過料金

= 基本料金 + {154.00円 × (使用量 - 10m³)} (※一般用及び営業用の場合)

* 円未満の端数は切り捨てとなります。

3 水道料金の計算例

一般用で1か月の使用量が35m³の場合

・水道料金 = 基本料金 + 超過料金
= 1,320.00円 + {154.00円 × (35m³ - 10m³)}
= 1,320.00円 + 3,850.00円
= 5,170円(円未満切り捨て)

【問合せ先】

■ 糸魚川市ガス水道局 お客さま係
〒941-0056 糸魚川市一の宮1丁目3番5号
電話 025-552-1540(代表)

■ 糸魚川市ガス水道局 能生ガス水道係
〒949-1352 糸魚川市大字能生1941番地2
電話 025-566-3111(代表)